

# 申し込み資格

## (1) 申込者本人が福岡市内に住んでいるか、勤務していること

申込者本人は、契約後名義人となります。申し込み後の名義人の変更はできません。  
※市外居住の人でも福岡市内に勤務(通勤)している人は申し込むことができますが、申し込みの時点で既に同一事業に4ヶ月以上継続して雇用され、かつ一週間の勤務時間数が30時間以上であることが必要です。また、入居契約時以前に勤務先を退職された場合は、当選されても失格になります。

## (2) 日本国籍を有しているか、または外国人登録をしていること

## (3) 現在住宅に困っていること

現在、市営住宅の名義人となっている人を含む申し込み(車椅子使用者世帯に申し込む場合は除く)や、持家のある人は申し込みができません(入居手続きまでに持家を処分する場合を除く)。

※持家のある人は入居契約時までに持家を処分したことを証明する書類(不動産売買契約書等)を提出する必要があります。

## (4) 収入基準にあうこと

申込者および同居しようとする親族(婚約者、内縁関係にある人を含む)の収入を合わせ、諸控除後の月収額が、158,000円以下であることが必要です。

※ただし、申込者または同居親族が次の(ア)～(ケ)の要件に該当する場合は214,000円となります。

- (ア) 身体障害者手帳を所持し1級から4級の人
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し1級または2級の人
- (ウ) 療育手帳を所持しAまたはB1の人、または、重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長か更生相談所の長から判定された人
- (エ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の人
- (オ) 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人
- (カ) 引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
- (キ) 申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた人で、同居する親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた人が18歳未満の人
- (ク) ハンセン病療養所入所者
- (ケ) 小学校就学前の子供が入る世帯

月収額の計算方法はココをクリック

## (5) 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

福岡市営住宅において、家賃滞納・迷惑行為等による法的措置を受けたことがないこと、および市営住宅条例に違反したことがないこと。

また、福岡市営住宅に住所を有する人は、市の同居承認を受けていること（無断で入居している人は不可）。

## (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

※入居資格について警察本部に照会させていただきます。

## (7) 申込者本人は、成年者（20歳未満の既婚者を含む）であり、現に同居する親族がいること

### ※同居の条件については、単身で申し込む場合を除きます

(ア) 婚約中や内縁関係にある方も申し込みは可能ですが、夫婦の別居や父母の別居など、故意に世帯を不自然に分割した申し込みや他に扶養すべき人がいる親族との同居等、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。

(イ) 内縁関係にある人の申し込みは、住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」と記載する届出を申込締め切り日までに完了している人（続柄の記載が「同居人」は不可）に限ります。

(ウ) 申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です。（出産・死亡の場合を除く）

(エ) 入居契約時に死亡等の理由により入居者が一人になる場合は失格です。

(オ) 親と同居しない未成年者（孫・甥・姪）との申し込みは相応の理由が必要です。

例) 両親がともに亡くなった孫を引き取り、平成17年7月より同居しています、など

## 月収額の計算方法

市営住宅は、世帯全員の所得額により、入居の可否や、家賃額等が決まります。下記の手順に従って、世帯月収額を計算してください。

①入居希望の方の所得額を1人ずつ計算してください。

※計算方法については、給与所得者の方は [ココ](#) 事業所得者の方は [ココ](#)

年金所得者の方は [ココ](#) をご覧ください。

②1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例) 世帯にAさん、Bさん2人の所得者がいる場合

Aさんの所得額		Bさんの所得額		世帯全員の所得額
円	+	円	=	円

③世帯の控除額の合計を計算してください。

※控除についての詳しい説明は [ココ](#) をご覧ください。

世帯の控除額合計
円

④世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額		世帯の控除額合計		月収額
円	-	円	÷ 12 =	円

※上記②で計算した金額

※上記③で計算した金額

※下の表にて申し込み資格の有無を確認

### ◎月収額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	収入分位	申し込みの可否
0円～104,000円	1	申し込み可能
104,001円～123,000円	2	
123,001円～139,000円	3	
139,001円～158,000円	4	
158,001円～186,000円	5	1ページの(4). (ア)～(ケ)に該当する世帯は申し込み可能 <a href="#">ココ</a>
186,001円～214,000円	6	
214,001円～		申込できません

# ◎給与所得・事業所得・年金所得の計算方法

## 給与所得者

現在の勤務先から丸1年分の源泉徴収票の  
発行を受けている人

現在の勤務先に数ヶ月間働いている人

源泉徴収票記載の支払金額

※給与所得控除後の金額ではありません。

(例) 5ヶ月勤務しているとき

今までの収入(※) × 12 ÷ 5ヶ月  
(※) 一ヶ月に満たない月は含みません

下表の収入額の項目に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

(単位 円)

収入額	所得金額	
651,000 未満	0	
651,000 ~ 1,619,000 未満	収入額A - 650,000	
1,619,000 ~ 1,620,000 未満	969,000	
1,620,000 ~ 1,622,000 未満	970,000	
1,622,000 ~ 1,624,000 未満	972,000	
1,624,000 ~ 1,628,000 未満	974,000	
1,628,000 ~ 1,800,000 未満	総収入額を4000で割り、その 答えの1円未満を切り捨てた後 に4000をかけ戻し、でた額を 右の(ア)に当てはめてください。	(ア) × 0.6
1,800,000 ~ 3,600,000 未満		(ア) × 0.7 - 180,000
3,600,000 ~ 6,600,000 未満		(ア) × 0.8 - 540,000

3ページの②にあてはめてください。

### 給与所得者の早見表 …… 年間総収入金額(税込)

給与所得者が1人で、その他に収入のある人がなく、かつ、同居及び扶養控除以外の控除がない場合です。

(単位 円)

月収額	申込者以外の同居親族及び扶養親族の数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下	5,895,999 以下
214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下	6,720,013 以下

## 事業所得者

事業を始めて一年以上経っている人

事業を始めて1年経っていない人

確定申告書記入の  
営業等の所得金額

(例) 5ヶ月事業しているとき  
今までの純利益(※) × 12 ÷ 5ヶ月  
(※) 一ヶ月に満たない月は含みません

3ページの②にあてはめてください。

### 事業所得者の早見表 …… 年間総所得金額

事業所得者が1人で、その他に収入のある人がなく、かつ、同居及び扶養控除以外の控除がない場合です。 (単位 円)

月収額	申込者以外の同居親族及び扶養親族の数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	1,896,011 以下	2,276,011 以下	2,656,011 以下	3,036,011 以下	3,416,011 以下	3,796,011 以下	4,176,011 以下
214,000 以下	2,568,011 以下	2,948,011 以下	3,328,011 以下	3,708,011 以下	4,088,011 以下	4,468,011 以下	4,848,011 以下

## 年金所得者

年金を受給し始めて一年以上経っている人

年金を受給し始めて1年未満の人

支払い元からの源泉徴収票記載の支払金額

年金証書記載の年間総支給額

下表の収入額の該当項目にて計算をしてください。

(単位 円)

年齢	収入額	所得金額
65歳以上の 人	1,200,000 以下	0
	1,200,001 ~ 3,300,000 未満	収入額 - 1,200,000
	3,300,000 ~ 4,100,000 未満	収入額 × 0.75 - 375,000
65歳未満の 人	700,000 以下	0
	700,001 ~ 1,300,000 未満	収入額 - 700,000
	1,300,000 ~ 4,100,000 未満	収入額 × 0.75 - 375,000

3ページの②にあてはめてください。

**年金所得者の早見表** …… 年間総収入金額（税込）

年金所得者が1人で、その他に収入のある人がなく、かつ、同居及び扶養控除以外の控除がない場合です。 (単位 円)

月収額	申込者以外の同居親族及び扶養親族の数			
	0 人	1 人	2 人	3 人
158,000以下	※ 3,028,015以下	3,534,682以下	4,041,349以下	4,495,308以下
214,000以下	3,924,015以下	4,391,778以下	4,838,837以下	5,285,896以下

※65才以上の人で、申込者以外の同居親族及び扶養親族の数が0人の場合は、3,096,011円以下となります。

◎ **控除の種類**

控除の種類	要件	控除額
ア. 同居及び扶養控除	次のいずれかの人 ●市営住宅と一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者 ●所得税法の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない人	1人につき 38万円
イ. 特定扶養控除	●扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人	1人につき 20万円
ウ. 老人扶養控除	●扶養親族及び控除対象配偶者で、70歳以上の人	1人につき 10万円
エ. 寡婦（夫）控除	所得のある人が次のいずれかの人 〔寡婦〕 ●夫と離婚し、扶養親族または所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有している人 ●夫と死別、または夫が生死不明の人 〔寡夫〕 ●所得金額500万円以下の人で、妻と離婚、死別または妻が生死不明であり、所得金額38万円以下の生計を一にする子を有する人	27万円 (所得額が27万円以下の場合はその額)
オ. 障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族か控除対象配偶者もしくは婚約者で下記の人 ●身体障害者手帳を所持し、3級から6級の人 ●療育手帳を所持し、Bの人、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障がい者と判定された人 ●精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の人 ●戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の人	1人につき 27万円
カ. 特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族か控除対象配偶者もしくは婚約者で下記の人 ●身体障害者手帳を所持し、1級か2級の人 ●療育手帳を所持し、Aの人、または児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障がい者と判定された人 ●精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の人 ●戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の人 ●被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている人	1人につき 40万円